

(証券コード：6505)

平成28年8月5日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

東洋電機製造株式会社

代表取締役社長 寺 島 憲 造

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3ページの議決権行使についてのご案内に従って、平成28年8月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年8月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
「ステーションコンファレンス東京」501会議室（サピアタワー5階）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第155期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第155期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知は、当社ウェブサイト（<https://www.toyodenki.co.jp>）にも掲載いたしております。
- ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（43～50ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

①株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 平成28年8月26日（金曜日）午前10時～

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

②郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年8月25日（木曜日）午後5時到着分まで

③インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年8月25日（木曜日）午後5時まで

インターネット等による議決権行使について

＜インターネットによる議決権の行使について＞

インターネットによる議決権行使は、次の専用ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使専用ウェブサイト

<http://www.evote.jp/>

行使期限

平成28年8月25日（木曜日）午後5時まで

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

① パスワードのお取り扱い

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③ お問い合わせ先

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）



0120(173)027

受付時間 9:00～21:00

＜機関投資家の皆様へ—議決権電子行使プラットフォームの利用について—＞

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめ申込された場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができますので、ご案内申し上げます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、海外は、米国では回復基調が続きましたが、中国・ASEANおよび資源国では経済成長が鈍化しました。また、原油価格の大幅な下落で産油国では経済成長が鈍化しました。国内は、円高が進み、先行不透明感が強まったことなどから企業の設備投資意欲が慎重になりました。そのような中であっても、中国・ASEANおよび中東諸国の鉄道インフラ投資は高水準で推移しました。

このような状況下、当社グループは、平成27年5月期より開始した中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～」に基づき、経営基盤の抜本的強化と企業価値の飛躍的増大を目指し、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

計画2年目の当連結会計年度における業績は次のとおりです。

受注高は、産業事業が減少しましたが、交通事業と情報機器事業が増加したことから、前期比2.1%増の398億90百万円となりました。

売上高は、主に産業事業が増加したことから、前期比0.3%増の397億46百万円となりました。

損益面では、営業利益は主に産業事業が増加したことから前期比2.7%増の16億38百万円となりましたが、経常利益は円高進行に伴う為替差損4億18百万円を計上したことなどから同27.4%減の14億92百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益はこれらにより同19.5%減の8億89百万円となりました。

報告セグメント別の状況は次のとおりです。

<交通事業>

受注高は、国内向け海外向けともに増加したことから、前期比9.4%増の270億92百万円となりました。

売上高は、国内向けが増加しましたが、海外向けが減少したことから、前期比0.4%減の267億57百万円となりました。

セグメント利益は、前期比4.9%減の29億64百万円となりました。

<産業事業>

受注高は、自動車開発用試験機向けや加工機向け、社会インフラ向けなどが減少したことから、前期比14.2%減の114億21百万円となりました。

売上高は、社会インフラ向けなどが減少しましたが、自動車開発用試験機向けや海外向けが増加したことから、前期比3.6%増の120億27百万円となりました。

セグメント利益は、前期比20.2%増の10億19百万円となりました。

<情報機器事業>

受注高は、駅務機器が増加したことから、前期比39.0%増の13億69百万円となりました。

売上高は、主に遠隔監視が減少したことから、前期比15.4%減の9億54百万円となりました。

セグメント利益は、前期比34.1%増の95百万円となりました。

2. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社および子会社の設備投資等の総額は、9億2百万円で、主なものは生産設備の老朽化に伴う更新および情報化関連設備・システムの増強・更新です。なお、これら設備投資は自己資金により実施しております。

3. 対処すべき課題

当社グループは、平成26年7月10日に発表した中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～」について、その後に生じた経営環境の変化や対処すべき課題等を踏まえて、平成30年5月期を最終年度とする中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～ Ver. 2」として見直しをいたしました。長期ビジョンの実現に向けてさらなる成長軌道を描けるよう、以下の基本方針にもとづく施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

<長期ビジョン>

創業以来の卓越したモータドライブ技術と躍進する先端技術を融合し、グローバルな事業展開を通じて地球環境にやさしい社会インフラシステムの実現に貢献してまいります。

<基本方針>

2018年の創立100周年以降を見据え、新時代に相応しい東洋電機グループを創造するため、経営基盤の抜本的強化を図りつつ企業価値の飛躍的増大を目指します。

～“創業100年の先へ”のもと、500億円企業に向けた経営基盤強化を図ります。～

なお、同計画における主要施策は以下のとおりです。末尾に「(追加)」と記載のあるものは、「NEXT 100 ～100年のその先へ～ Ver. 2」により追加した主要施策を示しています。

- ① 国際競争力の強化
 - ・中国・米国・韓国・インド・台湾市場でのグループ海外拠点を中心とした事業推進
 - ・東南アジア拠点によるブランド構築および事業展開
 - ・アライアンスを活用した新規市場開拓
- ② 安定した事業収益構造の構築
 - ・国内マザーマーケットにおけるシェア拡大
 - ・交通事業の生産性改革推進強化による収益力向上（追加）
 - ・産業事業の中長期の事業構造ビジョン構築による収益力安定化（追加）
- ③ 生産体制の再構築
 - ・生産能力拡大と100年以降を見据えたグローバル生産体制の確立
 - ・交通事業の生産性改革に基づく生産能力増強（追加）
 - ・産業事業構造ビジョンに基づく生産体制一体化（追加）
 - ・サプライヤ管理などグローバル品質管理体制の強化
 - ・基幹システムの再構築
- ④ 技術開発の推進
 - ・斬新なアイデアの実現に向けた若手人材の積極活用
 - ・大学等の研究機関への積極派遣による高度技術者育成
- ⑤ 新事業の立上げ
 - ・分散電源、電気化（電動化）事業の推進
 - ・海外向けメンテナンス事業拡大に向けた体制整備
- ⑥ グローバル展開を支える人材の育成
 - ・次世代人材の確保と能力開発システムの構築
 - ・グローバルな事業推進・展開を支える執務・生活環境整備
- ⑦ CSRの推進

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第152期 平成24年6月～ 平成25年5月	第153期 平成25年6月～ 平成26年5月	第154期 平成26年6月～ 平成27年5月	第155期 (当連結会計年度) 平成27年6月～ 平成28年5月
受 注 高 (百万円)	33,949	42,568	39,070	39,890
売 上 高 (百万円)	30,575	34,957	39,617	39,746
経 常 利 益 (百万円)	1,150	1,035	2,056	1,492
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	722	644	1,105	889
1株当たりの当期純利益 (円)	14.98	13.37	22.94	18.47
総 資 産 (百万円)	42,364	44,752	53,041	50,233
純 資 産 (百万円)	18,519	19,350	24,895	23,676

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第152期 平成24年6月～ 平成25年5月	第153期 平成25年6月～ 平成26年5月	第154期 平成26年6月～ 平成27年5月	第155期(当期) 平成27年6月～ 平成28年5月
売 上 高 (百万円)	26,556	30,634	34,594	33,231
経 常 利 益 (百万円)	1,022	837	1,692	1,070
当 期 純 利 益 (百万円)	737	495	826	515
1株当たりの当期純利益 (円)	15.30	10.28	17.15	10.69
総 資 産 (百万円)	39,326	41,394	49,019	45,788
純 資 産 (百万円)	15,620	16,399	21,519	19,978

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社法第2条第4号並びに会社法施行規則第3条第2項及び第3項に基づく親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋工機株式会社	100百万円	100%	鉄道車両用電機品の製造及び修理
泰平電機株式会社	100	100	バス・鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売
東洋産業株式会社	200	100	電気機器の販売及び修理・保守・点検、電子計算機附属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売
株式会社ティーディー・ドライブ	150	100	電動機・発電機の製造・販売・修理
東洋商事株式会社	30	100	機械・電気・空調・給排水・消防等各種設備の保守点検及び修繕並びに運転管理、福利厚生施設の運営
TOYO DENKI USA, INC.	3,914千米ドル	100	米国市場における鉄道車両用電機品の製造及び販売

6. 主要な事業内容

当社グループは、鉄道用並びに一般産業用電気機械器具の製造及び販売を主な事業としており、各事業部門の主要な製品は、次のとおりであります。

事業部門	主要製品
交通事業部	鉄道車両用電機品、磁気浮上式車両（HSST）用電機品、新交通システム車両用電機品、特殊車両用電機品、鉄道用電力貯蔵装置
産業事業部	産業用電機システム製品、回転電気機械、制御装置、配電及び電源装置、試験装置、上下水道設備システム製品、発電システム製品、電気駆動システム製品
情報機器事業部	駅務システム機器、遠隔監視システム機器、情報システム関連機器

7. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- ① 本 社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
- ② 支社・支店・事務所・営業所
 - 大 阪 支 社 (大阪市北区) 横 浜 営 業 所 (横浜市神奈川区)
 - 名 古 屋 支 社 (名古屋市中村区) 広 島 営 業 所 (広島市中区)
 - 九 州 支 店 (福岡市博多区) 沖 縄 営 業 所 (沖縄県那覇市)
 - 北 海 道 支 店 (札幌市中央区)
 - デリー駐在員事務所 (インド共和国デリー市) バンコク駐在員事務所 (タイ王国バンコク市)
- ③ 工 場
 - 横 浜 製 作 所 (横浜市金沢区)
 - 滋 賀 工 場 (滋賀県守山市)

(2) 子会社等の主要な事業所 (※は関連会社)

- ① 国内子会社及び関連会社
 - 東 洋 工 機 株 式 会 社 本社/工場 (神奈川県平塚市)
 - 泰 平 電 機 株 式 会 社 本社/工場 (東京都板橋区)
 - 東 洋 産 業 株 式 会 社 本社 (東京都千代田区)
 - 株式会社ティーディー・ドライブ 本社/工場 (滋賀県守山市)
 - 東 洋 商 事 株 式 会 社 本社 (横浜市金沢区)
- ② 海外子会社及び関連会社
 - TOYO DENKI USA, INC. 本社/工場 (アメリカ合衆国ペンシルバニア州)
 - 洋電貿易(北京)有限公司 本社 (中華人民共和国北京市)
 - 泰平展雲自動門(常州)有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常州市)
 - ※ 湖南湘電東洋電気有限公司 本社/工場 (中華人民共和国長沙市)
 - ※ 常州朗銳東洋伝動技術有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常州市)
 - ※ 北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司 本社/工場 (中華人民共和国北京市)

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減
1,245名	29名

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
824名	20名	40.4才	15.4年

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いていません。

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,470百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	634
日本生命保険相互会社	130

- (注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 上記のほか、㈱三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン5,800百万円の借入金及び金融機関4行からの借入金270百万円があります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 48,675,000株 (自己株式493,478株を含む。)
3. 株主数 6,183名
4. 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	2,400	4.98
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	2,100	4.35
株 式 会 社 日 立 製 作 所	2,100	4.35
東 洋 電 機 従 業 員 持 株 会	1,887	3.91
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,688	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,403	2.91
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	1,377	2.85
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,350	2.80
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	1,239	2.57
東 洋 電 機 協 力 工 場 持 株 会	1,086	2.25

(注) 持株比率は、自己株式(493,478株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	寺 島 憲 造	内部監査担当
代表取締役 専 務	土 屋 正 美	社長補佐、海外戦略担当 産業事業部長
専務取締役	下高原 博	内部統制、経営企画、グループ企業、 法務コンプライアンス、事業開発担当
取締役相談役	土 田 洋	
取 締 役	新 井 博 之	知財、情報機器、技術・研究・開発担当 交通事業部長
取 締 役	後 藤 研 一	安全保障貿易管理、品質管理、環境管理、 生産、資材担当 横浜製作所長
取 締 役	石 井 明 彦	総務、財務担当 人事部長
取 締 役	茅 根 熙 和	丸善CHIホールディングス取締役 監査等委員（社外）
常勤監査役	濱 尾 宏	
常勤監査役	吉 野 善 彦	
監 査 役	池 田 敏 夫	
監 査 役	鈴 木 英 一	

- (注) 1. 取締役 茅根熙和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 濱尾宏氏、池田敏夫氏及び鈴木英一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、監査役 池田敏夫氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
3. 平成27年8月27日開催の第154回定時株主総会において石井明彦氏及び茅根熙和氏が取締役に、吉野善彦氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 平成27年8月27日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役 細田芳男氏及び取締役 吉野善彦氏は、辞任により取締役に退任いたしました。また、常勤監査役 磯貝明氏は、任期満了により監査役に退任いたしました。
5. 平成27年8月27日開催の取締役会において常務取締役 土屋正美氏は代表取締役専務に、常務取締役 下高原博氏は専務取締役に、代表取締役会長 土田洋氏は取締役相談役に選定され、それぞれ就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	178百万円
監査役	5名	40百万円
合計	15名	218百万円
(うち社外役員)	(4名)	31百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与（賞与含む）相当額48百万円は、含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る成果反映型の役員賞与（取締役37百万円）を含んでおります。
 3. 平成18年8月29日開催の第145回定時株主総会において取締役の報酬等限度額は、年額240百万円以内、監査役の報酬等限度額は、年額60百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先・内容
取締役	茅 根 熙 和	丸善CHIホールディングス取締役 監査等委員（社外）
監査役	濱 尾 宏	重要な兼職はありません。
監査役	池 田 敏 夫	重要な兼職はありません。
監査役	鈴 木 英 一	重要な兼職はありません。

(注) 取締役 茅根熙和氏の重要な兼職先と当社とは取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	茅 根 熙 和	当事業年度開催の取締役会には、昨年8月の取締役就任後開催された14回中すべてに出席し、主に企業法務に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
監 査 役	濱 尾 宏	当事業年度開催の取締役会には、開催された18回中すべてに、また監査役会にも15回中すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
監 査 役	池 田 敏 夫	当事業年度開催の取締役会には、開催された18回中17回に、また監査役会には15回中すべてに出席し、主に企業財務会計に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
監 査 役	鈴 木 英 一	当事業年度開催の取締役会には、開催された18回中すべてに、また監査役会にも15回中すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。

(注) 監査役 池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の識見を有するものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外役員の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めており、社外役員全員と、この責任限定契約を締結しております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）（注2）	42 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一 百万円
③当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42 百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況について検討し、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の概要

(1) 処分の対象者 新日本有限責任監査法人

(2) 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3) 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、㈱東芝の平成22年3月期、平成24年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配布し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。
- ② 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。
- ③ 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。
- ④ 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実を図る。
- ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。
 - ② 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ③ 当社は、業務執行連絡会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。
 - ④ 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。
 - ⑤ 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。
 - ② 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。
- (6) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役が監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があると判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ② 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等を閲覧することができる。
 - ③ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。
 - ④ 当社は、監査役が監査活動に要する費用のうち、定常的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

2. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員のコンプライアンス意識の強化のため、平成28年4月に「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を改定し、当社及び当社グループ会社に勤務するすべての役員に配布いたしました。また、年間研修計画に基づきコンプライアンスに関する社内研修を行い、コンプライアンス意識の醸成と強化に努めております。

(2) 内部通報に関する事項

当社は、内部通報窓口を社内外に設けております。対象期間内の通報件数は5件です。通報された事項については、必要により顧問弁護士に意見を求めるなど、適切に対応しております。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理基本規程に基づき、内部統制監視委員会において四半期ごとに当社及び当社グループ会社における各分野のリスクについて審議を行っております。審議結果は都度取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行に関する事項

当社は、取締役会規程・職務権限規程を整備し、取締役会が各取締役・執行役員に権限委譲する事項を定め、取締役の職務が効率的に行われる体制としております。

取締役会は、対象期間内に臨時開催を含め18回開催され、重要事項を適切かつ迅速に決議しております。また、経営戦略会議及び業務執行連絡会を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議や経営課題の検討及び業務執行の進捗状況を適切に管理・監督しております。

尚、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保管しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する事項

監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席や稟議書の閲覧を行い、業務執行状況の把握や意思決定過程の確認を行っており、必要ある場合は意見を述べております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報共有に努めております。

当社は、取締役の指揮命令系統から独立した監査役スタッフを1名配置するとともに、監査役会として顧問弁護士を選任し、法律相談や会社法改正等の勉強会を行うなど、監査役監査が実効的に見える体制を整えております。

(6) 内部監査に関する事項

監査部は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

VI. 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループでは、「創業以来の卓越したモータドライブ技術と躍進する先端技術を融合し、グローバルな事業展開を通じて地球環境にやさしい社会インフラシステムの実現に貢献する」ことを長期ビジョンとし、その実現に向け、平成30年の創立100周年以降を見据え、新時代に相応しい東洋電機グループを創造するため、経営基盤の抜本的強化を図りつつ企業価値の飛躍的増大を目指した中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～」を策定し、前中期経営計画からの残された課題および新たな課題の解決に向け取り組んでおります。

また、当社は、経営理念である「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と健全かつ透明な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

3. 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を決定し、平成20年8月26日開催の第147回定時株主総会における株主様のご承認を得て導入いたしました。また、この内容を一部修正した株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）について継続することを平成23年7月12日開催の取締役会において決議し、平成23年8月26日開催の第150回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました。その後、旧プランに所要の変更を行ったうえ、旧プランを継続導入することを平成26年7月10日開催の取締役会において決議し、平成26年8月27日開催の第153回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式等に対して大規模な買付行為等が行われようとした場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しなかった場合、またはルールが遵守されている場合であっても、当該行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることとしております。

また、その判断の概要については適宜、開示いたします。

本プランの詳細につきましては、平成26年7月10日付『当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について』においてその全文を公表しており、また、当社ホームページ (<https://www.toyodenki.co.jp>) 上にも掲載しておりますので、ご参照ください。

4. 上記3.の取り組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じていること、②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③取締役会において決議された本プランは定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入しておりますが、その後の当社株主総会において本プランの継続及び廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い、変更または廃止されるなど株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、④対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者で構成する独立委員会を設置し、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、⑤本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、⑥本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができること、また当社は期差任期制を採用していないこと、などからその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではありません。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,520	流 動 負 債	13,583
現金及び預金	2,401	支払手形及び買掛金	3,742
受取手形及び売掛金	13,790	電子記録債務	5,277
電子記録債権	965	短期借入金	1,017
たな卸資産	7,320	未払費用	1,250
前渡金	26	未払法人税等	253
未収入金	273	未払消費税等	87
繰延税金資産	517	前受金	82
その他	229	預り金	221
貸倒引当金	△2	役員賞与引当金	37
		賞与引当金	928
		受注損失引当金	294
		その他	389
固 定 資 産	24,712	固 定 負 債	12,972
有形固定資産	4,361	長期借入金	7,288
建物及び構築物	2,634	長期未払金	157
機械装置及び運搬具	715	繰延税金負債	1,636
土地	289	退職給付に係る負債	3,852
建設仮勘定	269	その他	37
その他	452	負 債 合 計	26,556
無形固定資産	544	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	199	株 主 資 本	17,299
ソフトウェア仮勘定	333	資本金	4,998
その他	11	資本剰余金	3,177
投資その他の資産	19,807	利益剰余金	9,298
投資有価証券	17,396	自己株式	△175
繰延税金資産	55	その他の包括利益累計額	6,377
その他	2,368	その他有価証券評価差額金	6,469
貸倒引当金	△12	為替換算調整勘定	260
		退職給付に係る調整累計額	△351
資 産 合 計	50,233	純 資 産 合 計	23,676
		負債及び純資産合計	50,233

連結損益計算書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		39,746
売上原価		30,626
売上総利益		9,119
販売費及び一般管理費		7,480
営業利益		1,638
営業外収益		
受取利息及び配当金	233	
持分法による投資利益	76	
生命保険配当金	69	
その他の営業外収益	67	447
営業外費用		
支払利息	127	
為替差損	418	
その他の営業外費用	48	593
経常利益		1,492
特別損失		
固定資産撤去費用	72	
投資有価証券売却損	11	
その他の特別損失	4	88
税金等調整前当期純利益		1,404
法人税、住民税及び事業税		368
法人税等調整額		145
当期純利益		889
親会社株主に帰属する当期純利益		889

連結株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	8,698	△171	16,702
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△289	-	△289
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	889	-	889
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△3	△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	600	△3	597
当 期 末 残 高	4,998	3,177	9,298	△175	17,299

(単位 百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	8,317	259	△383	8,193	24,895
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△289
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	-	-	889
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,847	0	31	△1,815	△1,815
当 期 変 動 額 合 計	△1,847	0	31	△1,815	△1,218
当 期 末 残 高	6,469	260	△351	6,377	23,676

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 6社

東洋工機㈱、泰平電機㈱、東洋産業㈱、㈱ティーディー・ドライブ、東洋商事㈱、TOYO DENKI USA, INC.

(2) 非連結子会社数 2社

泰平展雲自動門(常州)有限公司、洋電貿易(北京)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

湖南湘電東洋電気有限公司、常州朗銳東洋伝動技術有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社数 3社

非連結子会社

泰平展雲自動門(常州)有限公司、洋電貿易(北京)有限公司

持分法非適用関連会社

北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司

持分法の適用範囲から除いた理由

泰平展雲自動門(常州)有限公司、洋電貿易(北京)有限公司、北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOYO DENKI USA, INC.の決算日は12月31日であるため、3月31日に仮決算を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一です。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法 但し平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)については定額法(リース資産を除く)

無形固定資産……定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法(リース資産を除く)

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する成果反映型報酬(賞与)支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金……受注契約に係る将来の損失に備え、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

環境対策引当金……土壌汚染対策などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に関する収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

ヘッジ方針……デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。), 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

III 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」(前連結会計年度605百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」(前連結会計年度133百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めておりました「繰延税金資産」(前連結会計年度7百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

IV 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年6月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年6月1日から平成30年5月31日までのものは30.9%、平成30年6月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は66百万円、退職給付に係る調整累計額が8百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が153百万円、法人税等調整額が79百万円それぞれ増加しております。

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内容及びその金額

建物及び構築物	1,642百万円
機械装置及び運搬具	558百万円
その他	355百万円
土地	158百万円
合計	2,714百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	857百万円
長期借入金	1,248百万円
合計	2,105百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

湖南湘電東洋電気有限公司	……………	30百万円
常州朗銳東洋伝動技術有限公司	……………	169百万円

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	48,675,000	—	—	48,675,000

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月27日 定時株主総会	普通株式	289	6.00	平成27年5月31日	平成27年8月28日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年8月26日 定時株主総会	普通株式	289	利益剰余金	6.00	平成28年5月31日	平成28年8月29日

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じた与信調査の実施により取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式は、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金の調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資計画に係る資金の調達です。デリバティブについては、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針とし、実需の範囲内で行っており、取締役会の承認を経て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,401	2,401	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,790	13,790	—
(3) 電子記録債権	965	965	—
(4) 投資有価証券	16,757	16,757	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,742)	(3,742)	—
(6) 電子記録債務	(5,277)	(5,277)	—
(7) 短期借入金	(665)	(665)	—
(8) 長期借入金	(7,640)	(7,724)	(84)
(9) デリバティブ取引	42	42	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているためその時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(8)参照)

また、為替予約取引を利用してありますが、時価は取引先の金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額638百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

VIII 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額…………… | 491円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益…………… | 18円47銭 |

X 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年7月12日開催の取締役会において、平成28年8月26日開催予定の第155回定時株主総会に、株式併合（5株を1株に併合）にかかる議案を付議すること、及び同議案が承認可決されることを条件として、単元株式数を変更（1,000株から100株）することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類 普通株式

(2) 併合の方法・比率 平成28年12月1日をもって、平成28年11月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済み株式総数（平成28年5月31日現在）	48,675,000株
株式併合により減少する株式数	38,940,000株
株式併合後の発行済み株式総数	9,735,000株

注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済み株式総数」は、併合前の発行済み株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値であります。

3. 1株あたり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	2,457円05銭
1株当たり当期純利益	92円33銭

貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	22,615	流動負債	13,637
現金及び預金	1,691	支払手形	910
受取手形	869	電子記録債権	5,037
電子記録債権	965	買掛金	2,409
売掛金	11,516	短期借入金	1,017
製品	1,484	未払金	159
仕掛品	2,774	未払費用	927
原材料及び貯蔵品	1,605	未払法人税等	45
前渡金	7	未払消費税等	15
短期貸付金	977	前受金	64
未収入金	344	預り金	1,931
繰延税金資産	368	役員賞与引当金	37
その他	211	賞与引当金	662
貸倒引当金	△202	受注損失引当金	189
		その他	230
		固定負債	12,172
固定資産	23,172	長期借入金	7,288
有形固定資産	4,002	長期未払金	157
建物	2,375	繰延税金負債	1,732
構築物	128	退職給付引当金	2,975
機械及び装置	547	資産除去債務	19
車両運搬具	10	負債合計	25,810
工具、器具及び備品	392	純資産の部	
土地	286	株主資本	13,747
建設仮勘定	260	資本金	4,998
無形固定資産	499	資本剰余金	3,177
ソフトウェア	158	資本準備金	3,177
ソフトウェア仮勘定	333	利益剰余金	5,747
その他	6	利益準備金	533
投資その他の資産	18,671	その他利益剰余金	5,213
投資有価証券	16,827	別途積立金	1,600
関係会社株式	680	繰越利益剰余金	3,613
関係会社出資金	687	自己株式	△175
その他	486	評価・換算差額等	6,230
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	6,230
資産合計	45,788	純資産合計	19,978
		負債及び純資産合計	45,788

損 益 計 算 書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,231
売 上 原 価		26,400
売 上 総 利 益		6,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,858
営 業 利 益		972
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	579	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	125	705
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	146	
為 替 差 損	419	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	40	607
経 常 利 益		1,070
特 別 損 失		
固 定 資 産 撤 去 費 用	72	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	10	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	14	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	199	
そ の 他 の 特 別 損 失	3	299
税 引 前 当 期 純 利 益		770
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		62
法 人 税 等 調 整 額		192
当 期 純 利 益		515

株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	3,177
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	4,998	3,177	3,177

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	533	1,600	3,387	5,521	△171	13,525
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△289	△289	-	△289
当 期 純 利 益	-	-	515	515	-	515
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	226	226	△3	222
当 期 末 残 高	533	1,600	3,613	5,747	△175	13,747

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	7,994	7,994	21,519
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△289
当 期 純 利 益	—	—	515
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,763	△1,763	△1,763
当 期 変 動 額 合 計	△1,763	△1,763	△1,541
当 期 末 残 高	6,230	6,230	19,978

個別注記表

I 重要な会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法 但し平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法（リース資産を除く）

無形固定資産……………定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法（リース資産を除く）

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生している額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備え、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

環境対策引当金……………土壌汚染対策などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

請負工事に関する収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段 …………… 金利スワップ
- ヘッジ対象 …………… 借入金の利息
- ヘッジ方針 …………… デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
- ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理 …………… 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度605百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、無形固定資産の「その他」に含めておりました「ソフトウェア仮勘定」（前事業年度133百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内訳及びその金額

建	物……………	1,591百万円							
構	築	物……………	51百万円						
機	械	及	び	装	置……………	547百万円			
車	両	運	搬	具……………	10百万円				
工	具	、	器	具	及	び	備	品……………	355百万円
土	地……………	158百万円							
合	計……………	2,714百万円							

担保に係る債務の金額

短	期	借	入	金……………	857百万円
長	期	借	入	金……………	1,248百万円
合	計……………	2,105百万円			

2. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 11,911百万円

3. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

湖南湘電東洋電気有限公司 ……………	30百万円
常州朗銳東洋伝動技術有限公司 ……………	169百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 ……………	2,332百万円
関係会社に対する短期金銭債務 ……………	2,267百万円

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高	
売上高	1,408 百万円
仕入高	4,922 百万円
販売費及び一般管理費	328 百万円
2. 関係会社との営業取引以外による取引高	475 百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	484,737	8,741	—	493,478

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産、流動負債の部

繰延税金資産

たな卸資産評価損	136 百万円
賞与引当金超過額	204 百万円
受注損失引当金	58 百万円
その他	141 百万円
繰延税金資産小計	541 百万円
評価性引当額	△155 百万円
繰延税金資産合計	386 百万円

繰延税金負債

その他	△17 百万円
繰延税金負債合計	△17 百万円

繰延税金資産の純額

368 百万円

(2) 固定資産、固定負債の部

繰延税金資産

退職給付引当金超過額	911 百万円
関係会社株式評価損	214 百万円
その他	264 百万円
繰延税金資産小計	1,390 百万円
評価性引当額	△386 百万円
繰延税金資産合計	1,003 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,735 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計	△2,736 百万円

繰延税金負債の純額

△1,732 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年6月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年6月1日から平成30年5月31日までのものは30.9%、平成30年6月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は79百万円、その他有価証券評価差額金が150百万円、法人税等調整額が71百万円それぞれ増加しております。

VII 関連当事者との取引に関する注記
子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社	東洋工機㈱	神奈川県平塚市	100百万円	鉄道車両用部品の製造及び修理	100.0	同社製品の購入等	受取配当金	71	—	—
	泰平電機㈱	東京都板橋区	100百万円	バス・鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売	100.0	同社製品の購入等	受取配当金	117	—	—
							資金預り	196	預り金	712
	東洋産業㈱	東京都千代田区	200百万円	電気機器の販売及び修理・保守・点検、電子計算機付属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売	100.0	当社製品の販売及び保守サービス、部品の販売等	資金預り	35	預り金	589
							受取配当金	112	—	—
	TOYO DENKI USA, INC.	米国ペンシルバニア州	3,914千米ドル	米国市場における鉄道車両用電機品の製造・販売	100.0	当社米国市場向け製品の製造、販売、保守サービス	資金の貸付	2,583	短期貸付金	665
							貸付の回収	2,643		
							製品の販売	641	売掛金	1,156

(注) 1. 当社グループは、資金の効率化を図ることを目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを利用しており、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。

なお、子会社への貸付及び子会社からの借入については、市場実勢を勘案して利率を決定しております。

2. 製品の販売については、市場価格及び総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

3. TOYO DENKIUSA, INC. への短期貸付金につき、199百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額…………… 414円65銭
- 1株当たり当期純利益…………… 10円69銭

IX 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年7月12日開催の取締役会において、平成28年8月26日開催予定の第155回定時株主総会に、株式併合（5株を1株に併合）にかかる議案を付議すること、及び同議案が承認可決されることを条件として、単元株式数を変更（1,000株から100株）することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類 普通株式

(2) 併合の方法・比率 平成28年12月1日をもって、平成28年11月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済み株式総数（平成28年5月31日現在）	48,675,000株
----------------------------	-------------

株式併合により減少する株式数	38,940,000株
----------------	-------------

株式併合後の発行済み株式総数	9,735,000株
----------------	------------

注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済み株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値であります。

3. 1株あたり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株あたり情報は以下のとおりであります。

1株あたり純資産額	2,073円24銭
-----------	-----------

1株あたり当期純利益	53円46銭
------------	--------

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年7月19日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣正人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯根欣三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年7月19日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 稲垣正人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯根欣三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月25日

東洋電機製造株式会社 監査役会

常勤監査役 濱 尾 宏 ㊟

常勤監査役 吉 野 善 彦 ㊟

監 査 役 池 田 敏 夫 ㊟

監 査 役 鈴 木 英 一 ㊟

監査役 濱尾宏、監査役 池田敏夫、監査役 鈴木英一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当期の期末配当につきましては、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元と企業体質の強化等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円00銭、総額289,089,132円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年8月29日

第2号議案 株式併合の件

株式併合につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しており、当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました（以下、「本単元株式数変更」といいます）。

併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、当社株式について5株を1株に併合することといたしたく存じます（以下、「本株式併合」といいます）。

なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位は従前に比して2分の1の水準となります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたします。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じるときは、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年12月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

36,000,000株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は5倍となります。また、理論上の1株あたりの株価は併合前の5倍となります。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めにより、平成28年12月1日付で、つぎの内容の定款変更が行われることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億8千万株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3千6百万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 (単元株式数) 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第42条 (条文省略)	第9条～第42条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。経営体制およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、1名を増員して取締役9名（うち2名は社外取締役）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	候補者の有する 当社の株式数
1	寺島 憲造 （昭和23年8月18日生） <small>てらしま けんぞう</small>	昭和47年4月 当社入社 平成13年7月 当社交通システム事業部海外営業部長 平成14年8月 当社執行役員営業本部副本部長 平成16年8月 当社取締役就任、営業本部長 平成18年8月 当社取締役交通事業部長 平成20年8月 当社常務取締役 平成21年8月 当社代表取締役専務 平成24年8月 当社代表取締役副社長 平成25年8月 当社代表取締役社長 現在に至る 【選任理由】 寺島憲造氏は、昭和47年の入社以来、主に交通事業に従事し、交通技術の発展に尽力してまいりました。また、平成21年に当社代表取締役に就任後は、事業領域全般に亘りリーダーシップを発揮し、現在、中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～」を強力に推進しております。 引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。	48,300株
2	土屋 正美 （昭和26年7月4日生） <small>つちや まさみ</small>	昭和50年4月 当社入社 平成9年4月 当社交通事業部技術部チーフ 平成13年9月 当社交通システム事業部海外営業部次長 平成15年9月 当社経営管理本部海外戦略グループ長 平成16年1月 湖南湘電東洋電気有限公司出向（総経理） 平成20年8月 当社執行役員交通事業部副事業部長兼交通工場長 平成22年8月 当社上席執行役員交通事業部副事業部長兼中国推進部長 平成23年8月 当社取締役就任、横浜製作所長兼品質管理部長、 平成24年8月 当社取締役産業事業部長 平成26年8月 当社常務取締役産業事業部長 平成27年8月 当社代表取締役専務産業事業部長 現在に至る 【選任理由】 土屋正美氏は、昭和50年の入社以来、主に交通事業に従事し、また、平成23年からは取締役を務め、産業事業や海外戦略推進を担当するなど、当社における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する識見を有しております。 引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。	27,032株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	候補者の有する 当社の株式数
3	しもたかから ひろし 下高原 博 (昭和27年11月30日生)	昭和50年4月 株式会社三和銀行入行 平成2年5月 同行市場営業部債券営業室次長 平成14年4月 同行大井町法人営業部長兼大井町支店長 平成15年12月 当社入社 平成17年6月 当社経営管理本部事業戦略グループ長 平成17年8月 当社執行役員経営管理室長 平成18年6月 当社執行役員財務部長 平成18年8月 当社執行役員企画部長 平成22年8月 当社上席執行役員企画部長兼事業開発部長 平成23年8月 当社取締役就任、事業開発部長 平成26年8月 当社常務取締役 平成27年8月 当社専務取締役 現在に至る 【選任理由】 下高原博氏は、平成15年の入社以来、金融機関における豊富な業務経験を活かして経営企画・財務関連業務に従事し、また、平成23年からは取締役を務め、内部統制や事業開発を担当するなど、当社における業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する識見を有しております。 引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。	28,529株
4	あらい ひろゆき 新井 博之 (昭和27年4月5日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年12月 当社横浜製作所交通設計部課長 平成16年6月 当社生産本部横浜製作所交通品質保証グループ長 平成18年9月 当社交通事業部交通事業企画グループ長 平成22年8月 当社執行役員大阪支社長 平成25年8月 当社取締役就任、交通事業部長 現在に至る 【選任理由】 新井博之氏は、昭和51年の入社以来、主に交通事業に従事し、平成25年からは取締役を務め、豊富な技術的知見のみならず、経営視点での見識を活かして、交通事業発展および技術開発に貢献してまいりました。 引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。	21,217株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	候補者の有する 当社の株式数
5	ごとう けんいち 後藤 研一 (昭和31年10月31日生)	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成12年6月 当社交通事業部交通工場設計部課長</p> <p>平成18年8月 当社交通事業部交通工場電機設計グループマネージャー</p> <p>平成24年8月 当社執行役員交通事業部交通工場長</p> <p>平成25年8月 当社執行役員交通事業部副事業部長兼交通事業企画部長</p> <p>平成26年8月 当社取締役就任、横浜製作所長</p> <p>現在に至る</p> <p>【選任理由】 後藤研一氏は、昭和55年の入社以来、主に交通事業に従事し、平成26年からは取締役を務め、工場経営全般に精通し、生産改革や生産体制の再構築に貢献してまいりました。</p> <p>引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。</p>	20,440株
6	いしい あきひこ 石井 明彦 (昭和31年6月22日生)	<p>昭和56年4月 当社入社</p> <p>平成11年11月 当社総務部チーフ</p> <p>平成20年6月 当社産業事業部産業企画グループ副グループ長</p> <p>平成21年6月 当社横浜製作所管理グループマネージャー</p> <p>平成23年8月 当社人事部長</p> <p>平成25年8月 当社執行役員人事部長</p> <p>平成27年8月 当社取締役就任、人事部長</p> <p>現在に至る</p> <p>【選任理由】 石井明彦氏は、昭和56年の入社以来、主に総務・人事関連業務に従事し、平成27年からは取締役を務め、人事・総務・財務を担当するなど、当社における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する識見を有しております。</p> <p>引き続き当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。</p>	22,836株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	候補者の有する 当社の株式数
7	わたなべ あきら 渡部 朗 (昭和34年11月12日生)	<p>昭和57年4月 当社入社 平成12年6月 当社交通事業部交通工場開発部チーフ 平成14年6月 当社開発本部事業創成グループ長 平成15年6月 当社生産本部横浜製作所交通設計グループ副グループマネージャー 平成17年6月 当社生産本部横浜製作所交通工場制御設計グループマネージャー 平成20年8月 当社研究センター副センター長 平成23年5月 当社事業開発部E Vシステムグループマネージャー 平成23年7月 当社事業開発部副部長 平成24年8月 当社理事事業開発部副部長 平成25年8月 当社理事事業開発部長 平成27年8月 当社執行役員経営企画部長 現在に至る</p> <p>【選任理由】 渡部朗氏は、昭和57年の入社以来、主に交通事業に従事し、交通事業全般に高い見識と経験を有するほか、研究開発領域においても幅広い知見、経験を有しております。 これらを基に当社の取締役会における重要事項の決定および職務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としました。</p>	4,911株
8	ちのね ひろかず 茅根 熙和 (昭和19年3月1日生)	<p>昭和44年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 昭和57年5月 茅根・春原法律事務所設立 平成23年7月 経営法曹会議代表幹事 平成25年3月 公益信託（NE X C O関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金）信託管理人 平成26年4月 公益財団法人鉄道弘済会理事 平成27年4月 丸善CHIホールディングス取締役（社外） 平成27年8月 当社取締役就任（社外） 平成28年4月 丸善CHIホールディングス取締役 監査等委員（社外） 現在に至る</p> <p>【選任理由】 茅根熙和氏は、弁護士の資格を有しており、これまでに培われた企業の法務に関する高い識見と豊富な経験を活かして、当社の取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行う能力を有していると判断し、社外取締役候補者としました。</p> <p>【在任期間】 茅根熙和氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び選任理由	候補者の有する 当社の株式数
9	<p style="text-align: center;">やまぎし たかし 山岸 隆 (昭和19年8月3日生)</p>	<p>昭和45年4月 帝人株式会社入社 平成8年3月 Teijin DuPont Films S.A. 取締役社長 平成11年6月 帝人グループ執行役員 平成16年4月 帝人株式会社フィルム事業グループ長 Teijin DuPont Films, Global Joint Venture, Vice Chairman and COO 平成17年4月 帝人株式会社最高技術責任者 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年6月 同社専務取締役 平成20年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社顧問役 技監 平成24年6月 同社顧問役 現在に至る</p> <p>【選任理由】 山岸隆氏は、国内外における豊富な企業経営の経験や高度な専門知識を有しており、これまでに培われた幅広い識見とグローバルな視点を活かして、当社の取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行う能力を有していると判断し、社外取締役候補者となりました。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 茅根熙和氏および山岸隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告Ⅲ.1. 取締役及び監査役の氏名等（12ページ）に記載のとおりであります。
4. 社外役員の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めております。本議案が承認可決され、茅根熙和氏が選任された場合、上記責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。また、山岸隆氏が選任された場合、当社は、同氏との間に上記責任限定契約を締結する予定であります。

■社外役員の独立性基準

改正会社法の要件を満たすことの他、東証の「上場管理等に関するガイドライン」に準拠し、以下の各項に該当しないこととする。

- (1) 当該社外役員が、業務執行者（※）として在籍している会社が、製品・部品・役務の対価として当社および当社子会社から支払いを受け、または当社および当社子会社に対して支払いを実施している場合に、過去3年間において1事業年度でもその額がいずれかの会社の連結売上高の2%を超えている場合。
- (2) 当該社外役員が、法律・会計・税務の専門家、コンサルタント（法人の場合はその法人に所属する者）として当社および子会社から直接100万円を超える報酬を、過去3年間において1事業年度でも受取っている場合。
- (3) 当該社外役員が、業務を執行する役員を勤めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3年間において1事業年度でも100万円を超えている場合。
- (4) 当該社外役員が、過去3年間において直接または間接に当社の議決権の10%を超える大株主またはその業務執行者である場合。
- (5) 当該社外役員の2親等以内の親族が、以下に該当する場合。
 - ・過去3年間において当社または当社子会社の業務執行者（重要でない者は除く）
 - ・前項（1）～（4）に該当する者（重要でない者は除く）

（※） 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他使用人

以 上

東洋電機製造株式会社
定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室



【交通のご案内】

J R 東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口) 徒歩1分

J R 東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分

東京メトロ東西線大手町駅 (B7出口) 徒歩1分

※駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。